

落札者決定基準  
(中央市税事務所等庁舎清掃業務他3件)

## 1 総合評価の方法

総合評価一般競争入札においては、次の方法によって求められた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本調達に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、総合評価点の高い者を落札者とすることがある。

## (1) 評価分類及び配点

評価分類及び配点を次のとおりとする。

- ア 価格評価点 35点
- イ 履行体制評価点 25点
- ウ 働き方改革・研修評価点 10点

## (2) 総合評価点の算定方法

総合評価点は、次の算定式により算定する。

総合評価点 = 価格評価点 + 履行体制評価点 + 働き方改革・研修評価点

## (3) 価格評価点の算定方法

価格評価点は、次の算定式により算定する。

- ア 入札額が予定価格以下で低入札価格調査に係る調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）以上の場合

$$\text{価格評価点} = 35 \text{点} \times (\text{調査基準価格} + \text{入札額}) / (\text{入札額} \times 2)$$

- イ 入札額が調査基準価格未満の場合

$$\text{価格評価点} = 35 \text{点} \times \text{調査基準価格算定率} \times \text{入札額} / \text{調査基準価格}$$

※いずれの算定による価格評価点も小数点第3位以下は切り捨て

## (4) 価格以外の評価項目の評価点

履行体制評価点を25点満点、働き方改革・研修評価点を10点満点とし、「評価項目」に応じて「評価点」の点を採点する。

## (5) 落札者となるべき同じ総合評価点の者が2人以上あるとき

くじ引きにより落札者を決定する。

## 2 評価項目・配点の概要

分類	細分類	配 点		評 価 項 目
I 価格評価	価格評価	35点		
II 履行体制 評 価	1 履行体制	25点	~2点※	適切な現場責任者の配置
			~3点※	必要な人員の配置量
	2 履行実績 ・技術等		2点	建築物衛生事業登録
	~5点※		履行実績	
	~2点※		業務履行中の事故防止策	
	3 履行品質 の維持・ 向上		2点	日常清掃における履行品質の向上
			~7点※	自主検査体制、測定機器の提案
	4 その他		1点	選択項目1〔測定機器追加、勤務間インター バル制度又は受注実績の有無評価〕
1点		選択項目2〔労災保険料メリット制又は障 がい者雇用率〕		
III 働き方 改革・研修 評 価	1 働き方改 革の推進	10点	~3点※	多様な人材の活用
			~3点※	公正な待遇(労働条件の向上)
	2 研修 体制等		~3点※	研修体制
			1点	資格取得支援制度
総合評価点合計		70点		

※提案内容によって評価点変動する。